

令和2年9月28日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

大阪市健康局長

担当：総務課（担当：久保）

電話：06-6208-9892

大阪市への要望について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、先日いただきました「新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	1
項目	<p>大阪市の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、令和2年4月に策定した「市政改革プラン3.0」の取組期間中においては、市長部局の職員数について、技能労務職員以外においては、市長が特に必要と認める、万博・IRの推進等にかかる臨時的増員や児童虐待防止等の本市重点施策の推進にかかる増員等を除き、原則として増員しないこととしております。</p> <p>技能労務職員においては、依然として、他都市より多い状況にあることから、「民でできることは民で」という考え方のもと、退職不補充を前提に引き続き委託化、効率化を図り、必要な市民サービスは維持しつつ、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めてまいります。</p> <p>また、同プランのもと、人員マネジメントを適切に行いながら、スリムで効果的な業務執行体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症対策も含めた新たな市政課題や住民の多様なニーズに対応するため、スクラップアンドビルドなどを行いながら、職員の適正配置に努めてまいります。</p> <p>なお、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っております。</p>	
担当	<p>人事室 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431</p>

番号	3
項目	国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。
	(回答) 特別定額給付金に関する国に対する要請につきましては、大阪府や他都市とも連携しながら検討してまいります。
担当	市民局総務部定額給付金担当 電話：06 - 6263 - 0568

番号	4
項目	<p>大阪市独自に地域で活動するNPO、<u>子ども食堂等と連携し</u>、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、<u>食べることのできない子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>子ども食堂など、こどもの居場所（以下、子ども食堂等と言います。）については、民間の活動団体などにより自発的・自主的に取り組まれている事業であり、活動団体が主体的に活動場所を確保し、またフードバンクなど調達先を確保し、運営されております。</p> <p>子ども食堂等は、食事提供の場としてだけではなく、食事を通したコミュニケーションの場としても機能しており、こどものみを対象としたものや、その保護者も対象としたもの、地域住民全般を対象としたものもあるなど、対象者や活動内容も様々です。</p> <p>そうした活動団体などの主体性を大切にしながら、社会全体で支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、平成30年度より大阪市社会福祉協議会を事務局とする「子ども支援ネットワーク」を構築しました。</p> <p>事務局において子ども食堂等のニーズを把握し、支援を希望する企業とマッチングすることにより、ジュース、レトルト食品、缶詰、お菓子など、様々な物資を子ども食堂等へ届けてきたところです。</p> <p>引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、子ども食堂等への参加者に食事や、食事を通したコミュニケーションの場が提供されるよう、「子ども支援ネットワーク」を通じて、多くの企業等からの支援がしっかりと子ども食堂等に届けられるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>子ども青少年局 企画部 経理・企画課（こどもの貧困対策推進グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8153</p>

番号	5
項目	<p>小中学校の給食費を来年度以降も無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行なってください。<u>保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供状況も各施設で異なります。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合もあり、そのような場合でも保護者が負担していることから、本市における対応は困難な状況です。</p>	
担当	<p>こども青少年局 保育施策部 保育企画課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8105</p>

番号	5
項目	<p><u>小中学校の給食費を来年度以降も無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。</u> 保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>小中学校の給食費の無償化については、令和2年度中に公平性や合理性の観点もふまえ、対象範囲や無償化の手法など、さらに研究を進め、具体的な制度設計を行い、令和3年度からの本格実施につなげてまいります。</p> <p>学校給食実施基準第二条に「学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。」と規定されており、本市におきましても、夏季休業日(夏休み)など授業のない学校休業日は、学校給食の提供を行っておりません。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 (給食) 電話：06-6208-9143

番号	6
項目	<p><u>税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>個人住民税については、所得税の源泉徴収制度とは異なり、前年の所得に対して課税される制度であり、税負担の公平性を確保する観点から、納付時期の所得状況などにかかわらず納めていただくことが原則です。しかしながら、貧困により生活のため公私の扶助を受けている方、失業された方や大幅な所得減少（前年の6割以下に減少）が見込まれる方など、個人住民税の全額を負担することが困難であると認められる場合には、申請に基づき収入・資産状況等を審査のうえ減額・免除する制度があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、これらに該当する場合にも適用されます。</p> <p>また、個人住民税の減免制度の周知については、納税通知書の裏面に説明を掲載するとともに、納税通知書に同封の案内チラシにも減免の申請期限や必要書類等を掲載することにより、適切に減免制度の周知に努めており、減免申請手続きについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮して、郵送による申請受付を基本とした取扱いに変更し、お住まいの区を担当する市税事務所までお電話にてご相談いただくよう、納税通知書に同封の案内チラシやホームページで幅広く周知しているところです。</p> <p>なお、減免申請書については、所得や所得控除などの内容や減免適用要件に関する内容をご本人からお聞きしたうえで、個別の事情に応じた説明が必要であること、添付書類が多岐にわたることなどからホームページへの掲載をせず、お住まいの区を担当する市税事務所までお電話にてご相談いただき、減免申請書など関係書類を郵送させていただいております。</p> <p>固定資産税・都市計画税の減免については、納税者の方が生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合や、65歳以上で前年中の所得が住民税均等割非課税限度額以下など一定の要件を満たしている場合等について規定を設けており、個々の納税者の事情を判断して、適用を行っています。</p> <p>また、固定資産税・都市計画税の減免制度の周知については、納税通知書送付時に、減免制度の内容を記載したリーフレットを同封することで、適切に減免制度の周知に努めており、減免申請手続きについては、郵送で受け付けています。</p> <p>なお、減免申請書については、減免適用要件に関する内容をご本人からお聞きしたうえで、個別の事情に応じた説明が必要であることなどからホームページへの掲載をせず、お持ちの</p>	

資産の所在する区を担当する市税事務所までお電話にてご相談いただき、減免申請書など関係書類を郵送させていただいております。

(令和2年8月6日時点)

担当

財政局 税務部 課税課（個人市民税） 電話：06-6208-7751

財政局 税務部 課税課（固定資産税） 電話：06-6208-7768

番号	6
項目	<p>税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。<u>送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>税に関する徴収の猶予については、従前から規定されている災害などの事情により納税を猶予する徴収猶予と新型コロナウイルス感染症の影響により新たに設立された徴収猶予の特例制度（令和2年4月30日施行）がございます。</p> <p>今年度においては、督促状等に徴収猶予に関するチラシを同封し、周知を行っています。</p> <p>また、それぞれの猶予制度について、市のホームページにて内容等を掲載しており、申請用紙についてもダウンロードができるようにしております。</p> <p>(ホームページ)</p> <p>徴収猶予の特例制度：https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000500910.html</p> <p>徴収猶予：https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000332385.html</p> <p>(令和2年8月6日時点)</p>	
担当	財政局 税務部 収税課 電話：06-6208-7781

番号	6
項目	<p>税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>(管理グループ回答内容)</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えます。平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化により、本市では大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和5年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしていますが、被保険者のみなさまの保険料負担が急激に増えないよう、令和元年度に引き続き、激変緩和措置(約26億円)を講じるなど、令和2年度当初予算では、約355億円の市税等を一般会計から繰り入れ、負担軽減に努めています。</p> <p>本市といたしましては、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。</p> <p>(保険グループ回答内容)</p> <p>国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は収入が10分の3以上減少した世帯に対して、国民健康保険料の減免を実施しています。</p> <p>また、保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し減免制度を実施しています。</p> <p>なお、減免申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区役所窓口の混雑緩和として、郵送による申請のご協力をお願いしており、本市ホームページ等</p>	

を用いて周知・広報させていただいております。

(給付グループ回答内容)

今般、本市において創設した国民健康保険における傷病手当金制度は、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置となっております。

本制度の対象者は、国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。

なお、制度の周知は、区役所等にビラを配架するとともに大阪市ホームページへの掲載を行っております。また、申請に際しては、郵送での申請により対応を行っております。

(収納グループ回答内容)

保険料滞納世帯に対しては、文書、電話などにより接触を図り、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃から丁寧な対応を行っております。

また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしております。

なお、徴収猶予の申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申請や電話等によるお問い合わせにご協力をお願いしており、本市ホームページ等を用いて周知・広報させていただいております。

担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (管理グループ)	電話：06-6208-7961
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (保険グループ)	電話：06-6208-7964
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (給付グループ)	電話：06-6208-7967
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (収納グループ)	電話：06-6208-9872

番号	6
項目	<p>税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料の減免につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症経済対策」に基づく減免として、国から示された基準、Q&A及び国への確認内容に基づき実施しております。</p> <p>当該減免制度につきましては、本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードいただくことが可能です。また、7月に送付した介護保険料決定通知書や納付書に制度案内のビラを同封させていただくことでご案内しております。</p> <p>なお、減免申請につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、区役所窓口の混雑緩和として、郵送による申請のご協力をお願いしております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	7
項目	<p><u>生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>住居確保給付金制度では、離職や自営業の廃業、又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住宅を喪失した方または喪失するおそれのある方で、求職活動等を誠実に実施する方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p>申請は、お住まいの区の自立相談支援窓口に加え、5月より窓口の混雑緩和のため、福祉局での郵送申請も受け付けており、申請時に必要な書類等については、本市ホームページからダウンロードしていただけます。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	7
項目	<u>生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。</u>
	(下線部について回答) 生活保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。申請書について、必要な方は受付面接担当員からお渡しすることとしています。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	8
項目	<p>新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。<u>自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪市民病院機構に対しては、設立団体である本市から中期目標により「新型インフルエンザなどの新興感染症の集団発生など、大規模な感染症の発生時には、府・市の関係機関との連携を図り、市域の医療機関の先導的役割を担うこと。」と指示しているところであり、今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況を踏まえ、大阪府・大阪市の施策に可能な限りのご対応をいただいているところです。</p>	
担当	健康局 総務部総務課・病院機構支援グループ 電話：06-6208-9897

番号	8
項目	<p>新型コロナ感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。<u>自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では疑似症例の定義に基づき、「発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの」や「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うもの」について順次、行政検査を行っています。</p> <p>現在、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、大阪府・大阪府医師会・大阪府看護協会の協力のもと、検体採取場所（ドライブスルー方式）を確保するなど、検査体制の拡充に努めています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の流行下において、妊産婦が感じている健康面や出産後の育児などの不安を解消するため、妊産婦への総合的な支援の一環として、かかりつけ医産婦人科での分娩前の新型コロナウイルス検査について、検査費用を助成のうえ実施しております。</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	9
項目	<p>保健所機能の強化を行ってください。大阪市の保健センターを保健所に格上げし医師・保健師など感染症専門職を増やしてください。<u>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充してください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪市立環境科学研究所の衛生部門と大阪府立公衆衛生研究所が統合し、平成 29 年 4 月 1 日に発足しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査では、急増する検査ニーズに対応するため機器の増設を行うなど検査体制の増強を図り、必要な検査を確実に受けられる体制を確保しております。</p> <p>同研究所においては、今後とも大阪市、大阪府の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を迅速に行い、大阪市民・府民の健康増進及び生活の安全確保に寄与してまいります。</p>	
担当	健康局総務部総務課 大阪健康安全基盤研究所支援担当 電話：06-6208-7367

番号	9
項目	<p><u>保健所機能の強化を行ってください。大阪市の保健センターを保健所に格上げし医師・保健師など感染症専門職を増やしてください。</u> 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充してください</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、平成 12 年 4 月に保健所を地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能強化し、市民ニーズに対応した保健衛生施策を推進していくため、地域に密着していくべき業務と、全市的立場で行うほうがより効果的な業務に機能分担し、市民サービスの向上に資し、かつ効果的な推進体制の整備を図っていくべきであるとの判断から、全市 1 保健所・24 保健センター体制に移行しました。</p> <p>平成 15 年 4 月には、区役所の健康福祉サービス課と福祉事務所、保健センターを一体化した「保健福祉センター」を開設し、保健と福祉の連携したシステムを充実させ、より一層効果的な感染症対策を実施するため、健康福祉局感染症対策室を保健所に統合し、地域保健体制の充実を図ったところです。</p> <p>また、新型コロナウイルスにおける感染症対策としては、令和 2 年 5 月 18 日に感染症対策課の従来業務と役割分担した新型コロナウイルス感染症対策の専任グループを設置しましたが、全国的な感染拡大の状況を踏まえ、更なる人員増強を図り、令和 2 年 9 月に保健所の体制強化を行ったところです。</p> <p>今後も感染拡大局面を見据えながら、適切な対応を行ってまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 管理課 (管理グループ) 電話 : 06-6647-0641

番号	10
項目	<p><u>マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>地方独立行政法人大阪市民病院機構においては、感染防止対策に係る必要な物品等については各病院の責任で確保いただいているところですが、調達困難な状況があれば本市も支援することとしております。なお、同機構では、当面（3カ月以上）の必要数は確保済みと伺っております。</p>	
担当	健康局 総務部総務課・病院機構支援グループ 電話：06-6208-9897

番号	10
項目	<p><u>マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。</u></p>
<p>(下線部分について回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の広がりにより、全国的にマスク等の医療資材が不足し、医療機関においても在庫が枯渇していたため、新型コロナウイルス感染症の治療や、医療機関の医療体制を維持していくため、本市が新型インフルエンザ対策用に備蓄していた医療用マスク等や、国において確保した医療用マスク等を、感染症指定医療機関及び帰国者・接触者外来協力医療機関等へ順次配布しています。</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	10	
項目	<u>マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。</u>	
<p>(下線部について回答)</p> <p>アルコール消毒液については、入手が可能であった事業者から本市が一括して購入し高齢者等の各入所施設を中心に配付したほか、寄附を受けた消毒液等の配付も行ったところ です。</p> <p>また、マスクについては、国において、介護施設などの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国から直接、各施設に対し送付されています。</p> <p>国の補正予算においては、休業要請を受けた事業所や感染者が発生した事業所等への支援として、マスク等の衛生用品の購入経費や職員に対する割増賃金等のいわゆる「かかりまし経費」についての支援が打ち出されており、本市においても補正予算を計上し、対応を進めているところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策にかかる国の第二次補正予算において、介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給やマスク・消毒液等の購入に対する支援が示されているところです。</p> <p>今後も、国の動向を注視しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるとともに大阪府との連携等を通じて、各社会福祉施設等にマスクやアルコール消毒液がいき渡るよう努めてまいります。</p>		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ） 福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 福祉局高齢者施策部高齢福祉課	電話：06-6208-8028 電話：06-6241-6310 電話：06-6208-8026

番号	12	
項目	<p>「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。</p>	
	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、子どもや家庭をめぐる生活環境に変化が生じ、様々な生活不安やストレスによる児童虐待やDVのリスクが高まる可能性が懸念されています。</p> <p>児童虐待については、あらためて児童虐待の通告・相談窓口として児童虐待ホットライン（24時間365日対応）及び各区の子育て支援室の周知に努めているところです。</p> <p>また、各区要保護児童対策地域協議会において、子ども相談センターと区子育て支援室との緊密な連携のみならず、各区における地域のさまざまな関係機関と情報を共有し、支援対象児童等に対する支援内容について協議するなど、役割分担を行い必要な支援に努めています。</p> <p>DVについては、被害者への支援のため、各区役所及び大阪市配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)において相談業務をおこなっていますが、家族で過ごす時間が増える中、DV増加が懸念されることをふまえ、配偶者等が在宅していることで電話による相談ができない方に対して、5月7日から、センターにおいて専門相談員による電話相談に加え、メールによる相談を新たに開始するとともに、上記相談窓口とあわせて、HPやSNS等を活用した広報周知にも努めているところです。</p> <p>また、児童虐待とDVは密接な関連があることから関係機関と連携を密にしながら施策を進めておりますが、さらに情報連携を円滑に行うことを目的とし、児童虐待とDVに関する情報を一元管理するシステムを開発しているところであり、令和3年4月から稼働する予定です。</p>	
担当	こども青少年局 こども相談センター こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課	電話：06-4301-3100 電話：06-6208-8032 電話：06-6208-9156

番号	13
項目	<p>自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、新型コロナウイルスの感染が流行している状況下において、避難所開設・運営する際の感染拡大の防止を目的に、「避難所開設・運営ガイドライン」の別冊を作成し、地域での避難所開設・運営の際に活用していただけるよう周知を図っているところです。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389</p>